

## 協議第 16 号

### 事務所の位置について

事務所（本庁舎）の位置に係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 合併後の市の事務所（本庁舎）の位置は、小田原市荻窪 300 番地とし、現小田原市役所本庁舎を使用するものとする。
- 2 現南足柄市役所本庁舎については、分庁舎として活用するものとする。

平成 29 年 2 月 14 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する  
任意協議会 会長 加藤 憲一

#### 【調整理由】

- ・地方自治法第 4 条第 2 項において、「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されていることから、当該規定に留意しつつ、機能的かつ効率的な役割分担の観点から事務所の位置を決定する必要がある。
- ・両市の本庁舎へのアクセス、官公署の立地状況及び庁舎の延床面積を勘案すると、現在の小田原市役所本庁舎を合併後の市の事務所（本庁舎）とすることが妥当である。
- ・また、小田原市役所本庁舎だけでは、業務に必要となる執務空間を確保することが困難であることから、現南足柄市役所本庁舎を分庁舎として活用することが必要である。

(協議第16号 事務所の位置について) 別紙

○両市の本庁舎の現況について

小田原市	南足柄市
<ul style="list-style-type: none"><li>・所在地：小田原市荻窪300番地</li><li>・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造</li><li>・規模：地上7階</li><li>・敷地面積：23,768㎡</li><li>・延床面積：23,463㎡</li><li>・竣工：昭和51年</li><li>・駐車場：230台</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・所在地：南足柄市関本440番地</li><li>・構造：鉄骨鉄筋コンクリート造</li><li>・規模：地上5階、地下1階</li><li>・敷地面積：11,262㎡</li><li>・延床面積：11,176㎡</li><li>・竣工：昭和61年</li><li>・駐車場：78台</li></ul>

○両市の本庁舎の交通アクセス及び周辺の官公署の立地状況について

区分	小田原市	南足柄市
最寄駅	小田原駅（JR東日本ほか） 足柄駅（小田急線） 井細田駅（大雄山線）	大雄山駅（大雄山線）
国の機関	小田原税務署	
県の機関	県西地域県政総合センター 小田原県税事務所 小田原保健福祉事務所 小田原児童相談所 県西教育事務所 産業技術センター工芸技術所 小田原警察署	